

議案第十三号

港区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和四年二月十六日

提出者 港区長 武井雅昭

港区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

港区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和二年港区条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

第十三条中「児童等（法第六条の二第一項に規定する児童等をいう。以下この条において同じ。）」を「児童」に、「児童等の」を「児童の」に改める。

第七十三条第二項第三号ハ中「附則第二十条第一項」を「附則第二十七条第一項」に、「附則第三条第一項」を「附則第十条第一項」に改める。

付 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

（説明）

民法の一部を改正する法律（平成三十年法律第五十九号）の施行による児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）の一部改正及び社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百五号）の施行による社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるため、本案を提出いたします。